

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税法における軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寒川町は、地方税法における軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

寒川町長

公表日

令和3年8月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法における軽自動車税に関する事務
②事務の概要	<p>軽自動車税は、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、4月1日時点で軽自動車等の定置場を当該市町村内に有する所有者に対して課税を行い、証明書の発行や収納管理、未納者への督促、滞納処分等を行うものである。</p> <p>軽自動車等(軽自動車、原動機付自動車等)を購入または譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては陸運事務所へ申告が行われ、原動機付自転車・小型特殊自動車に関するもののみ当該市町村に対して申告が行われる。</p> <p>なお、生活保護法により扶助を受ける場合などは減免申請書を当該市町村にて受け付け、必要に応じて減免を行う。</p> <p>寒川町は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①課税対象者情報の準備。(地方税第442条の2、第445条) ②納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。(地方税第447条) ③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。 ④納税者から減免申請書を受領する。(地方税第454条、寒川町町税条例第33条) ⑤減免申請の対象者であるか他課へ情報照会を行う。 ⑥納税者に対し、減免通知書と納付書を送付する。 ⑦賦課情報に基づく各種証明書の発行 ⑧他自治体等から町への調査回答、町から他自治体等への税務調査 ⑨軽自動車税の収納管理、還付処理 ⑩収納情報に基づく納税証明書の発行</p>
③システムの名称	軽自動車税システム 収納管理システム 滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法 第9条 別表第一の16の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第8号 別表第二の27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務収納課
②所属長の役職名	税務収納課長

6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月17日	I-5②所属長	税務課長 戸村 孝	税務課長 池田 雅之	事後	
平成31年1月31日	IV リスク対策	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	
令和1年6月21日	I-5②所属長	税務課長 池田 雅之	税務課長	事後	
令和2年2月14日	5年経過前の再実施				
令和2年2月14日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和2年2月14日	II-1 対象人数	平成27年3月1日時点	令和2年2月1日時点		
令和2年2月14日	II-2 取扱者数	平成27年3月1日時点	令和2年2月1日時点		
令和3年5月10日	I-5①部署	税務課	税務収納課	事後	
令和3年5月10日	I-5②所属長	税務課長	税務収納課長	事後	
令和3年5月10日	I-7請求先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	事後	
令和3年5月10日	I-8連絡先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	事後	
令和3年9月1日	I-4②法令上の根拠	番号法 第19条第7号 別表第二の27の項	番号法 第19条第8号 別表第二の27の項	事前	